

改正	昭和39年7月15日条例第56号 〔第1次改正〕	昭和40年4月1日条例第23号 〔北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例附則第2項による改正〕
	昭和45年3月31日条例第15号 〔第2次改正〕	昭和51年12月24日条例第67号 〔第3次改正〕
	昭和62年12月23日条例第37号 〔第4次改正〕	平成12年3月29日条例第2号 〔北海道総務部手数料条例附則第2項による改正〕
	平成21年3月31日条例第15号 〔北海道条例の整備に関する条例第131条による改正〕	令和3年12月24日条例第50号 〔第5次改正〕

北海道収入証紙条例をここに公布する。

北海道収入証紙条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成21年条例15号〕

（証紙による収入の方法により徴収する歳入）

第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別に条例で定める。

全部改正〔令和3年条例50号〕

（証紙による納付の特例）

第3条 申請等（申請、届出その他の道の機関に対して行われる通知をいう。以下この条において同じ。）のうち前条の条例の規定において証紙をもって使用料又は手数料を納付することが規定されているものを次の各号に掲げる方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例の規定にかかわらず、当該各号に掲げる方法の区分に応じ当該各号に定める方法をもってすることができる。

（1）規則で定める電子情報処理組織（道の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法 当該申請等により得られた納付情報により納付する方法

（2）規則で定める申請等に係る書類を受理機関（経由機関を含む。）に持参する方法 地方自治法第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

追加〔令和3年条例50号〕

（証紙の種類及び形式）

第4条 証紙の種類は、1円、5円、10円、20円、30円、50円、100円、200円、300円、400円、500円、600円、700円、800円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円及び1万円の19種とする。

2 証紙の形式は、規則で定める。

一部改正〔昭和39年条例56号・40年23号・51年67号・62年37号・令和3年50号〕

（領収書の不発行）

第5条 証紙による収入の方法により歳入を徴収したときは、領収書を発行しない。

一部改正〔平成12年条例2号・令和3年50号〕

（証紙の売りさばき）

- 第6条 証紙は、知事の指定する元売りさばき人及び売りさばき人において売りさばくものとする。
- 2 元売りさばき人は、証紙を、知事の定めるところにより、道から買い受けるものとする。
- 3 売りさばき人は、証紙を、知事の定めるところにより、元売りさばき人から買い受けるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により元売りさばき人及び売りさばき人を指定したときは、直ちに、告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。

一部改正〔平成21年条例15号・令和3年50号〕

(証紙の無効)

第7条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。

一部改正〔令和3年条例50号〕

(証紙の返還等)

第8条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第4条の規定による証紙の種類及び形式を変更し、又は廃止したとき、第6条第1項の規定による元売りさばき人若しくは売りさばき人の指定を取り消したとき、元売りさばき人若しくは売りさばき人がその売りさばきの業務を廃止したときその他知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔令和3年条例50号〕

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、証紙による徴収手続、証紙の売りさばき手続その他の証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例50号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に道が発行する北海道収入証紙並びに知事が指定するその元売りさばき人及び売りさばき人は、それぞれ、この条例の相当規定により発行する証紙及び元売りさばき人又は売りさばき人として知事が指定したものとみなす。

附 則 (昭和39年7月15日条例第56号)

〔北海道収入証紙条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日条例第23号抄)

〔北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月31日条例第15号)

〔北海道収入証紙条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年12月24日条例第67号)

〔北海道収入証紙条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月23日条例第37号)

〔北海道収入証紙条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第2号抄)

〔北海道総務部手数料条例の附則〕

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (令和3年12月24日条例第50号)

〔北海道収入証紙条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和4年4月1日から施行する。